

# 学校の風水害対応マニュアル

平成 22 年 7 月

静岡県教育委員会

# 目次

---

本マニュアルの活用にあたって基本的な考え方	・・・	1
第1 目的	・・・	2
第2 平常時における風水害対策	・・・	2
1 学校等の安全化対策	・・・	2
2 必需品の備蓄	・・・	3
3 災害発生時の初動体制の確立	・・・	3
4 地域との連携づくり	・・・	4
5 避難訓練	・・・	4
第3 気象警報等発表時における対策	・・・	5
1 気象警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達	・・・	5
2 気象警報灯発表時の役割分担別の準備	・・・	6
3 気象警報等発表時の安全対策の実施	・・・	6
第4 発生時における対策	・・・	9
1 災害発生時の特徴	・・・	9
2 災害発生時の対応策	・・・	9
参考資料	・・・	11

## 本マニュアルの活用にあたっての基本的な考え方

平成 21 年 7 月、山口県の防府市では、特別養護老人ホームが土石流の被害を受け、8 人の入居者が亡くなるという痛ましい土砂災害が発生し、特に土砂災害による犠牲者が災害時要援護者である高齢者に集中したことから災害時要援護者関連施設における土砂災害対策の重要性が改めて認識されることとなった。

この土砂災害を受け、静岡県では、県内約 15,000 箇所の土砂災害のおそれのある箇所について、災害時要援護者関連施設の有無を調査し、その結果、約 300 施設がこの中に立地していることが確認された（平成 22 年 6 月 18 日）。

このようなことを踏まえ、県教育委員会は土砂災害から園児・児童・生徒の生命を守るため、県内の「土砂災害のおそれ」のある箇所に立地する特別支援学校及び幼稚園に対して、別添『土砂災害に対する「理解」と「備え」』（静岡県交通基盤部砂防課作成）を参考とし、本マニュアルを作成したので、各特別支援学校及び幼稚園にあっては既存の防災計画書の見直し及び平常時から土砂災害に対する「備え」に取り組んでいただきたい。

なお、本マニュアルは「土砂災害のおそれ」のある箇所に所在する特別支援学校及び幼稚園が、既存の防災計画等に風水害の対応を重点に記載することを目的に作成したものであるが、平成 22 年 5 月 27 日から気象警報の発表区分が変更となったこと（参考資料 1：教総第 450 号（平成 22 年 1 月 19 日）通知）、気象条件によっては局地的な大雨（狭い範囲における大雨）及び集中豪雨（警報基準を超えるような局地的な大雨）の発生が懸念されていることから、各学校及び幼稚園においても風水害の対応に関する記載内容を確認する機会としていただきたい。

また、静岡県地域防災計画（資料編）の 20-4-3「災害時等における県有施設の使用に関する要領」の 4.定義によると避難所とは「地震以外の災害時に危険区域に居住する者、地震災害発生後に住居を失った者等が避難する施設で、体育館等の屋内施設」とあることから、避難所に指定される各学校は風水害における避難所の対応も含まれることについても併せて承知していただきたい。

## 第1 目的

特別支援学校及び幼稚園（以下、「学校等」という。）における風水害への対応について、必要な事項を定め、園児・児童・生徒（以下、「生徒等」という。）及び教職員の安全を確保し、被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

## 第2 平常時における風水害対策

### 1 学校等の安全化対策

風水害に対して、事前に学校等の立地条件等を十分調査のうえで、災害の発生を想定した安全対策を実施する（平常時、災害発生時のチェックシート（参考資料2）の活用等）ことにより、いざという時に役立つ備えをしておく。

#### (1) 立地環境と災害予測

ア 県や市町で作成している「地域防災計画」や「洪水ハザードマップ」などでは、地震（津波）、水防（河川等はん濫）、一般（風水害、土砂くずれ）の区分ごとに、河川はん濫・津波の浸水想定区域図、土砂災害危険箇所の災害履歴を掲載しているところもあり、それらの資料を確認しておく。なお、土砂災害危険箇所については、「土砂災害情報マップ」（県砂防課のホームページ）でも確認できる。

イ 学校等が土砂災害警戒区域に指定されると、市町が学校等への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めたり、「土砂災害ハザードマップ」を作成したりする。「土砂災害ハザードマップ」には、土砂災害（特別）警戒区域の範囲、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類、避難場所等が記載されているので、学校等の災害予測や迅速な避難行動に役立つ。

ウ 地下室は、「地上の冠水で一気に水が流れ込む。」「浸水で、電灯が消え、暗闇となる。」「外の様子が見えない。」「水圧でドアが開かなくなる。」など危険な場所であることを認識しておく。

ハザードマップ等で確認し、立地環境や予測される災害について具体的に明記することが望ましい。

#### (2) 防災設備等の確認

ア 重要設備のかさ上げ工事や防水対策の実施を検討する。

イ 排水溝のごみ、泥を除き、排水の点検を行う。

ウ 煙突やアンテナを針金で補強し、転倒を防止する。

エ 雨戸などの点検をし、必要な補修をする。

オ 鉢植え、物干しなど飛散するものは室内へ移動する。

カ 台風時、大きな木の枝が折れるため、樹木の剪定をしておく。

#### (3) 避難経路の確認

ア 学校等以外の避難場所への経路図を作成し、貼り出しておく（最低でも2つの避難経路を確保しておく）。なお、定めた避難ルートのほか、利用可能な道路は全て把握しておくことも有効である。【参考資料3】

- イ 建物内の安全な避難スペース、消火器の位置、災害時に開放する出口位置、避難経路などについて建物平面図をもとに記載し、廊下などだれもが確認できる場所に貼り出しておく。【参考資料4】
- ウ 徒歩での避難が困難な生徒等数から割り出される、学校等の保有する車両および近隣地域住民協力車両等で必要数を確保しておく。必要数に満たない場合は公的機関（市町災害対策本部・警察・消防）の応援を得られるよう、あらかじめ調整をしておくといよい。
- エ 生徒等の身体状況に応じて避難するための方法（徒歩、車いす、ストレッチャー）を色分けするなど、教職員が認識できるようにしておき、プラカード、ゼッケン等を準備しておくといよい。
- オ 避難に必要な時間を確認するため、自動車での避難が可能な場合と、徒歩の場合などを計測し、教職員に周知しておくといよい。

## 2 必需品の備蓄 【参考資料5】

学校等ごとに、生徒等の状況に応じた必需品の備蓄を検討しておく。

浸水の被害が想定される建物では、資機材の備蓄場所を浸水被害のおそれのない場所に移しておく。

## 3 災害発生時の初動体制の確立

学校の災害対策本部組織は「学校の地震防災対策マニュアル(改訂版)」(平成16年7月発行(平成21年1月改訂)静岡県教育委員会発行)における組織に準ずるものとするが、災害が発生する時間帯によっては、少数の教職員が災害発生直後の防災対応を行わなければならない。

このため、様々な状況を想定して、教職員の参集計画や安否確認の手順、家族への引き渡しの取り決め等について、事前に計画を定めておくことが必要である。

### (1) 教職員の参集と役割分担計画の作成

#### ア 役割分担

災害対策本部組織については、本部長が不在の場合は副本部長が指揮を執ることとする。

#### イ 参集計画

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合

- ・ 日常の組織から事前に決めておいた対策本部体制に移行し、行動を開始する。
- ・ 外出中の教職員は、戻り次第、本部長の指示を受けて行動を開始する。
- ・ 外出先から学校等に戻れない場合は、事前に定められた連絡方法に従って状況を報告し、「学校等に戻る」、「自宅に戻る」などの行動をとる。

### (2) 生徒等の安否確認方法の検討

災害発生時に生徒等が学校等以外にいる時の安否をどのような方法で確認するのかを、生徒等やその家族と事前に話し合い、合意形成を図っておく。



### 第3 気象警報等発表時における対策

#### 1 気象警報等発表時の指示体制の周知と情報伝達

##### (1) テレビやラジオ、インターネット等からの情報入手

ア 校長及び園長（以下、「校長等」という。）は、テレビやラジオ、インターネット(気象庁HP等)などの最新情報に注意し、必要な教職員の参集を求める。

気象庁ホームページ	<a href="http://www.jma.go.jp/">http://www.jma.go.jp/</a>
サイポスレーダー (県内の雨量や水位の情報など)	<a href="http://sipos.shizuoka2.jp/">http://sipos.shizuoka2.jp/</a>
土砂災害警戒情報 補足情報配信システム	<a href="http://sabo-keikai.pref.shizuoka.jp/">http://sabo-keikai.pref.shizuoka.jp/</a>
土砂災害情報マップ	<a href="http://sabougis.pref.shizuoka.jp/shizuokasabo/index.php">http://sabougis.pref.shizuoka.jp/shizuokasabo/index.php</a>

イ 市町の防災担当課や防災関係機関と連絡を取り、必要な備えを行う。

##### (2) 指示体制の確認

情報を正しく教職員に伝えるため、指揮系統を確立しておく。また、校長等の不在時にも対応できるよう、あらかじめ代理者（副校長・教頭等）を決めておく  
とよい。

##### (3) 教職員、生徒等への定期的な情報提供

定期的に情報を教職員や生徒等へ伝えることにより、学校等内の不安を解消する。

##### (4) 冷静な行動指示

緊急避難の際には、生徒等の身体状況に応じて、冷静な対応が取れるよう、あらかじめ決められた避難方法（車いす、ストレッチャー、徒歩）を確認しておく。

##### (5) 警戒体制

ア 気象警報に応じた警戒体制の準備...大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、土砂災害警戒情報 など

イ 河川はん濫や高潮時の高地や階上への避難

ウ 台風通過時の土砂くずれ、河川はん濫などへの備え

エ ガラス破損の時の布製ガムテープ準備

オ 浸水防止用木材（止水板）、金具、工具準備

カ 車両の安全な場所への移動

##### (6) 警戒すべきこと

ア 局所的に発生する集中豪雨は、予測が困難で、注意報や警報等は急に出ることがあることから常時、警報等の情報に気を付ける。

イ 土砂災害は一瞬にして起こることから土砂災害警戒情報に注意するとともに、斜面の状況にも注意を払い、普段とは異なる状況に気がついた場合には直ちに安全な場所に避難する。身体の状態によっては逃げ遅れる危険が大きいので、早めの避難を心がける。

ウ 危険な前ぶれ(前兆現象)を察知する。

- ・ 川の水かさが急激に上昇する。
- ・ 水が濁り、流木などが流れてくる。
- ・ がけから音がする。小石が落ちてくる。
- ・ 斜面にひび割れや変形がある。
- ・ がけや斜面から水が噴出している。
- ・ がけからの水が濁っている。
- ・ 山がミシミシと音をたてる。
- ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がっている（鉄砲水の前兆）。

## 2 気象警報等発表時の役割分担別の準備

### (1) 消火活動の準備（暴風警報の場合）

- ア 火元を点検し、ガスの閉栓や電熱器具を切るなど、不要な火気の使用を制限する。
- イ 火災の発生を防ぐため、その他危険物の保管、設置について緊急チェックを行う。

### (2) 救護活動の準備

- ア 必要な医薬品、衛生材料が備蓄されているかを点検する。
- イ 担架、車椅子、搬送用ゴムボートなど救護運搬用具が揃っているか確認しておく。
- ウ 生徒等の健康状態を確認し、各々に対応した救護活動を準備し、避難が必要になったときに備える。

### (3) 緊急物資確保の準備

備蓄してある食糧や機材などを点検し、補充が必要なものは緊急に確保するよう努める。

### (4) 生活用品の保護

浸水などの恐れがある場合には、備品、食料品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所へ移動させておく。

### (5) 避難誘導の準備

- ア 生徒等の避難方法、点呼などの安全確認方法、持出品、責任者など、現在いる教職員での対応について確認しておく。
- イ 避難経路、避難方法について確認し、対応や手順について打ち合わせしておく。

## 3 気象警報等発表時の安全対策の実施

### (1) 状況別の避難先選定

#### ア 学校等内での待機

立地条件も良く風水害に遭わないと判断される場合には、学校等内の安全な場所で待機する。

## イ 避難地の選定

市町災害対策本部から避難指示がある場合や、校長等が、学校等の立地条件により学校等内に留まることが危険と判断した場合には、周囲の状況を確認し、事前に選定した避難地のどこへ避難するか判断する。

## (2) 避難手段と避難経路の選択

### ア 避難手段の準備

河川がはん濫した場合は、車での脱出は困難となることがある。車での避難が必要となる可能性がある場合には、河川のはん濫前の避難を検討する。

### イ 避難経路の安全性確認

県や市町の災害対策本部やテレビ、ラジオなどの報道からの情報に注意し、あらかじめ決めておいた安全な避難経路のうちから、どの経路で避難するか選択しておき、万一の場合に備える。

### ウ 誘導方法の確認

学校等の建物外に避難する必要があるときには、生徒等の服装を検討し、防寒などの対応できるか確認する。また、落下物から身を守るためのヘルメット等の装着が必要かどうかも検討する。

### エ 名簿と安全確保

避難誘導は、生徒等の氏名を名簿等で確認しながら行う。また、悪条件（雨で冷たい、視界が悪い、足元が悪い、雨音で声が届かない、風が強い等）の中での移動が予想されるため、その状況に応じ、自動車の利用や少人数での移動など、安全な誘導を心がける必要がある。

避難地に着いたら、直ちに点呼などにより名簿等と照合する。生徒等の避難誘導が安全確実に行われたかを確認し、校長等に報告する。

## (3) 家族等への引継要否

### ア 引継要否の判断

校長等は、被害予想に基づき、学校等の立地条件、生徒等の状態なども判断材料として、家族等への引き継ぎを決定する。

### イ 引取者等の記録

引取時には混雑が予想されることから、引き取りに来た家族等に直接引き渡すとともに、引取時間等を把握しておくことよい。

「避難情報」の種類

種 類	発表時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

## 第4 発生時における対策

### 1 災害発生時の特徴

#### (1) 一瞬の出来事

土砂災害、河川はん濫、雪崩は、瞬時に発生し、立地環境により局地的に甚大な被害をもたらす。

#### (2) 外部との連絡途絶、孤立状態の継続

ア 電話等の不通による外部との連絡途絶や電気、水道、ガス等の供給が停止して学校等の機能を麻痺させることがある。

イ 復旧までに、相当の期間を要するだけでなく、一旦、被災すると、物資の移動や避難が著しく困難となることがある。

#### (3) 二次災害の発生

次のような二次災害が発生する可能性があることを十分考慮しておく。

- ・ 台風通過後の洪水、冠水、土砂災害、橋梁破損
- ・ 洪水の後の伝染病発生
- ・ 落雷後の火災、停電、感電死、家屋の破壊

### 2 災害発生時の対応策

大きな災害後、2～3日間は、外部からの援助がほとんど困難な場合もあると考えられ、その際は、地域ぐるみで、人的・物的資源を活用して過ごさなければならない。

#### (1) 情報の収集と避難の開始

ア 校長等は、ラジオ・テレビ、市町災害対策本部、警察、消防から正確な情報を入手したうえで、避難の必要性について適切な判断が求められる。

イ 過去の災害事例や気象警報、注意報等をもとに、高齢者は、避難に十分な時間が必要であることを考慮して、早めの避難措置を講じることが重要である。

ウ 市町災害対策本部、消防署、警察などと連絡を密にし、避難準備等の指示があった場合には、避難体制を直ちに整え、校長等の判断のもと、早めに避難を開始する。

#### (2) 生徒等の避難誘導

##### ア 避難先と避難経路の選択

避難誘導にあたっては、避難先や避難経路の状況、周辺地域の被災状況、救助活動の状況など、周辺の様子をできるだけ正確に把握し、避難経路が確保されている間に、速やかに避難を開始する。洪水、土砂災害では、自動車での避難は困難となるので、注意が必要である。

##### イ 避難を実施する場合の対応

校長等は避難時期を適切に判断することが求められる。避難を開始する場合は、速やかに生徒等に伝えとともに、教職員に対して安全に避難地まで誘導する手順を示すことが必要である。避難時は、強風などによる断線した電線へ

の注意が必要である。

避難所では、被災地区から多くの住民が集まっており、どこの学校等から避難していったかを分かるようゼッケン、緊急連絡カードの着用等を利用して、混乱を防止するような準備をしておくことが有効である。

避難誘導の前後に全員の点呼を行い、安全に避難が完了したことを校長等に伝える。

また、協力医療機関等との連絡を密にし、避難生活で体調を崩した生徒等が出た場合は、必要な応急処置を行って、受け入れ可能な医療機関等へ入院等の協力を依頼する。

避難生活の長期化に伴い、生徒等のケア、学校等教職員の健康管理などが必要になる。関係者と打ち合わせを行いながら、必要なケアを計画的に実施することが必要である。

#### ウ 避難が不要な場合の対応

災害発生時は、学校等自体が安全であっても、状況によっては周辺から孤立した状態となることも考えられる。利用可能な設備や器具、備蓄している飲食品を最大限に利用し、学校等教職員が協力して生徒等の安全確保にあたる体制が求められる。

ライフライン停止時は暖房装置が使えないので、生徒等の保温のため、毛布、寝具等の準備が必要となる。

#### エ 安全点検

使用を開始する前に、給水、発電などのライフラインや給食等の設備に支障がないかを点検が必要である。また、学校等内におけるガラスの破損、備品の転倒、タンクの水、油もれなどを点検し、必要な場合は清掃を実施する。

#### (3) 学校等が使用不能となった場合

##### ア 生徒等の家族等で被災を免れた方がいる場合

状況を説明し、速やかに家族等へ引き継ぐ。

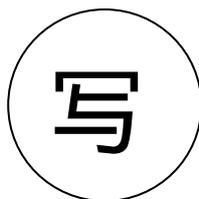
##### イ 生徒等の家族等も同時に被災した場合

他の社会福祉施設等での受け入れを依頼する。

#### (4) 必要な連絡

##### ア 市町などの防災関係機関との連絡

生徒等の安全の確保を第一に、必要な措置等を取った後に、被害の状況や必要な支援について、市町などの防災関係機関とあらかじめ確認しておいた情報伝達手段により、連絡を取る。



各県立学校長 様

教育総務課長

気象警報・注意報の発表単位の変更について（依頼）

このことについて、静岡地方気象台から情報提供がありました。  
については、変更に係る留意点を下記のとおりまとめたので、各学校において警報等  
発表時の生徒等の登校についての対応に、確認・検討をお願いします。

記

- 1 変更後の発表開始時期  
平成 22 年 5 月下旬

- 2 変更後の発表区域数および名称

【現行】	【変更後】
8 区域 伊豆南、伊豆北 富士山南東、富士山南西 中部南、中部北 遠州南、遠州北	3 5 市町の 3 7 区域 静岡市は「静岡市南部と静岡市北部」 に浜松市は「浜松市南部と浜松市北部」 として発表 市町数は湖西市と新居町、富士宮市 と芝川町の合併を見込んだ数

- 3 発表区域の変更に伴う効果及び留意点

- ・ 市町単位の区域になると、警報・注意報の発表、切替、解除がより適切となり、生徒等の登下校を指示する上での判断等、的確な防災対応が図られる。
- ・ 大雨、洪水警報・注意報を始めとしたすべての警報、注意報（強風、波浪、雷等）についても市町単位で発表される。
- ・ 気象情報の発表は、実際には市町等をまとめた地域で一括してニュースや天気予報等で行われる可能性はある（現在、静岡地方気象台において検討中）。
- ・ なだれ注意報については、富士山を対象としているため、富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市及び小山町の 5 市町に限定した発表になる。

- 4 各県立学校が確認及び検討すべき内容

学校が所在する市町において発表される警報と生徒等が居住する市町の警報と異なる場合が考えられる。この場合、各県立学校は生徒等の登校の取扱い方針を確定し、生徒、保護者あて周知する必要がある。

なお、各県立学校の警報等発表時の生徒の登校についての基準は、各地区又は各学校の判断で定められているが、その標準的な一例は下表のとおりであり、下表のように変更をする必要があると考えられるので参考にされたい。

標準的な対応（現行）

気象状況の発表状況	生徒等の対応
1 当日朝6時の時点で、「暴風警報」が発表されている場合	自宅待機とする。
2 午前11時までに、「暴風警報」が解除された場合	安全を確認して登校する。
3 午前11時の時点で「暴風警報」が解除されない場合	休校とする。
4 その他の警報（大雨・洪水等）や注意報が出ている場合	安全を確認して登校する。

標準的な対応（平成22年5月下旬以降）

気象状況の発表状況	生徒等の対応
1 当日朝6時の時点で、 <u>学校所在地又は生徒の居住地</u> において「暴風警報」が発表されている場合	自宅待機とする。
2 午前11時までに、 <u>学校所在地及び生徒の居住地</u> において「暴風警報」が解除された場合	安全を確認して登校する。
3 午前11時の時点で、 <u>学校所在地又は生徒の居住地</u> において「暴風警報」が解除されない場合	学校所在地において解除されていない場合は休校、生徒の居住地において解除されていない場合は該当生徒は出席停止とする。
4 その他の警報（大雨・洪水等）や注意報が <u>学校所在地又は生徒の居住地</u> において出ている場合	安全を確認して登校する。

5 防災気象情報に関する問合せ先及び資料提供先について

静岡地方気象台防災業務課 防災気象官 清水房郎 あて

住 所：〒422-8006 静岡市駿河区曲金2-1-5

電話番号：054-286-3521

メールアドレス：fusao-shimizu@met.kishou.go.jp

静岡気象台ホームページ URL

<http://www.jma-net.go.jp/shizuoka/>

担 当 総務人事班総務担当

電話番号 054-221-3677

< 参考資料2 >

平常時のチェックシート

風水害に対する備えが十分かどうかを定期的（少なくとも防災訓練時等）にチェックして、万全の体制を整える。

対 策 方 法
〔立地条件と災害予測〕 地盤、地形などの立地環境と起こりうる災害予測の確認
〔情報伝達強化〕 館内一斉放送システムの機能強化
〔水道、ガス、電気の代替〕 災害時飲料水貯水槽兼用受水槽の設置 災害時協力井戸の確保（例：酒造会社等） 灯油等燃料の備蓄、24時間営業石油販売店の把握（遠近両様に） 自家発電装置の点検更新
〔防災設備の点検等〕 消火器、屋内消火栓等の点検更新 自動火災報知設備等の点検更新
〔備品の転倒防止等〕 業務用設備の固定等転倒・落下防止措置 冷蔵庫・テレビ等備品の転倒防止措置 居室、廊下、食堂、ホール内に不必要なものがないかチェック 棚類からの落下防止措置（できれば傾斜棚などを導入） 飛散防止フィルム貼付けによる窓ガラス破損時の危険予防
〔危険物の安全管理〕 ガス漏れによる火災防止に役立つ装置の設置、ガスボンベ固定金具等の点検 ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかを点検 医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検 薬品、可燃性危険物の安全保管
〔連絡体制の整備〕 夜間など勤務時間外を含めた教職員への防災連絡網の作成 防災関係機関、施設保守管理委託業者、日常取引先、地元等連絡リスト作成 施設外部（医療関係者、委託業者など）との緊急時連絡方法の検討

〔役割分担〕
災害応急対策の実施組織の作成と教職員への周知
指示体制の一本化と教職員への周知
市町担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備
〔緊急時の食糧等の備蓄〕
食糧等の備蓄と緊急時必要物資、機材のリストの作成
備蓄食糧、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護
生徒等の避難持ち出し袋の準備
〔生徒等一覧の準備〕
生徒等の健康状態の把握
生徒等の介護内容、家族への連絡先等が分かる一覧の作成と保管
〔避難方法等〕
災害時避難方法等の具体化（要介護度別色分け区分、ゼッケン等）
生徒等の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認
状況別の避難先の選定（施設内、広域避難場所）
避難時の適切な服装（防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等）移動手段準備
家族等への引き渡し基準の作成
〔地域住民とのネットワークの構築〕
地域との交流、住民との協力体制
夜間における非常時の町内会への協力依頼（非常ベルなど）
〔防災計画等の作成等〕
防災計画等の作成
被災事例等による計画の点検、見直し
施設内防災訓練の実施
計画に基づく防災教育・訓練の定期実施
〔地域防災訓練への参加等〕
地域防災訓練への参加
地元との災害時支援協定（必要に応じて）
〔その他（各施設における対策）〕

## 風水害発災時のチェックシート

災害の中には、事前に天気予報などに注意を払うことによって、被災を最小限に留めることができるものがある。このチェックシートを参考に、警報等が発表された時点から、状況が変化していく過程の中で、各施設がとるべき対策をチェックし、早急な対応ができるようにする。

対 策 方 法
〔 警報等が発表された場合 〕
〔 指示体制の周知と情報伝達 〕
情報の収集と防災対策のための教職員参集
市町担当課、防災関係機関との連絡及び防災準備
指示体制の一本化と教職員への周知
生徒等及び教職員への定期的な情報提供（及び緊急避難時の冷静な行動指示）
初動体制の準備（避難方法の確認、警戒体制の準備）
〔 役割分担別の準備・確認 〕
火元の点検、危険物の保管・設置状況のチェック
ライフラインや給食等の設備点検
ガラスの破損、備品転倒、タンクの水、油漏れがないかの点検
医薬品、衛生材料備蓄、救護運搬用具の点検、生徒等の健康状態把握
備蓄食糧、機材の点検と不足物資の補充、生活用品の被災からの保護
生徒等の避難方法、点呼等の仕方、避難経路と責任者の確認
〔 安全対策の実施 〕
状況別の避難先の選定（施設内、広域避難場所）
避難時の適切な服装（雨具、防寒具、ズック、長靴、ヘルメット等）移動手段準備
避難手段、避難経路、誘導方法、避難名簿の準備
被害予想に基づく家族等への引き継ぎの要否判断
〔 災害発生時の対応 〕
〔 避難手段と経路選択 〕
正確な情報を入手し、施設の立地環境に基づく災害予測と避難の必要性を判断
生徒等が安全に避難できる時間を考慮し、早めの避難の必要性判断
市町の災害対策本部等からの避難準備指示や避難指示への対応
〔 避難誘導 〕
避難先と避難経路の選択
避難時、避難場所、避難生活での生徒等の安全と健康管理への注意
〔 避難不要な場合 〕
備蓄食糧、利用可能な設備や器具を利用して生徒等の安全確保を実施
負傷の状況に応じた応急措置と病院への移送

〔安全点検の実施〕 施設、設備の点検と清掃の実施
〔施設が使用不能となった場合〕 生徒等を家族等へ引き渡し依頼
他の施設等へ受入依頼
〔必要な連絡の実施〕 市町など防災関係機関に状況を連絡
必要な支援について要請
〔その他（各施設における対策）〕

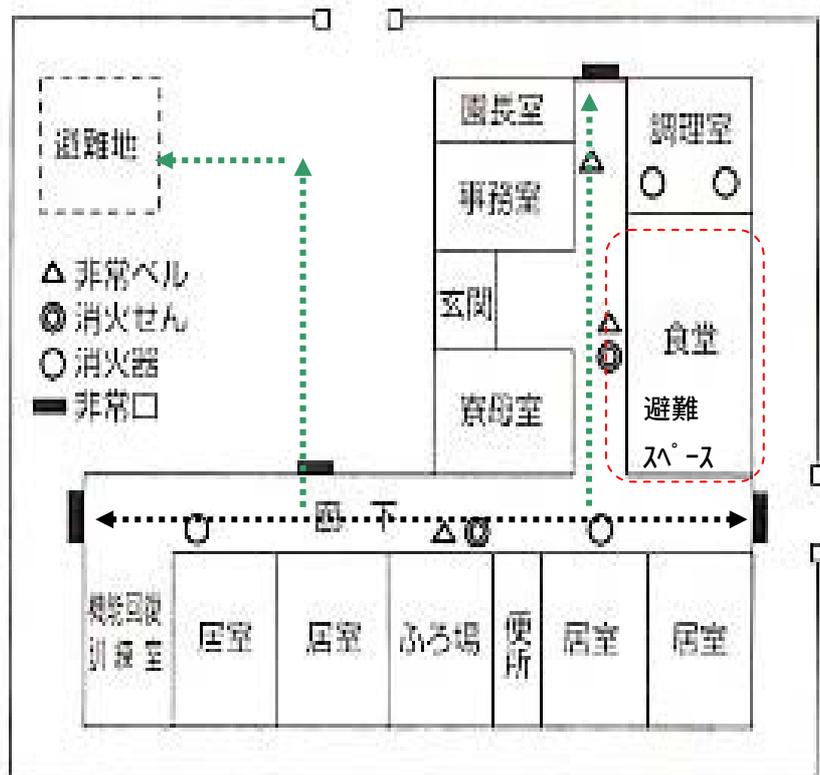
< 参考資料3 >



2以上の避難経路を記載しておくとい

< 参考資料4 >

〇〇園消防用設備配置図及び施設内避難地



全ての階の避難経路を掲載しておくとい

< 参考資料5 >

備蓄品等リスト(各学校等の実態に応じて準備)

分類	品名	数量	保管場所	使用期限
食糧等	米			
	非常食			
	飲料水			
	なべ			
	茶碗・箸			
	カセットコンロ			
医薬品等	医薬品			
	衛生器具(血圧計・体温計等)			
	衛生材料(おむつ等)			
	生活用水			
情報機器	ラジオ			
	メガホン			
	携帯電話			
	無線機			
照明等	懐中電灯			
	ローソク			
	携帯用発電機			
	電池			
暖房資材等	石油ストーブ			
	灯油			
	携帯カイロ			
	新聞紙			
移送用具	車いす			
	ストレッチャー			
	担架			
	おんぶ紐			
作業機材	スコップ			
	ツルハシ			
	合板			
	のこぎり			
	ハンマー・釘			
	軍手			
	長靴・安全靴			
避難用具	地図			
	テント			
	ビニールシート			
	毛布			
	ゴザ			
	ヘルメット			
	搬送用ゴムボート			
	ロープ			
	タオル			
	ビニール袋			
	下着			
	簡易トイレ			
	：			
非常持出品	： (担当； )			
：	：			

< 参考資料 6 >

防災関係機関連絡先一覧

1 地域危機管理局

名 称	電話番号	F A X 番号
賀茂危機管理局(下田市)	(0558)24-2002	24-2008
東部危機管理局(沼津市)	(055)920-2002	920-2009
中部危機管理局(藤枝市)	(054)644-9104	643-1149
西部危機管理局(磐田市)	(0538)37-2204	37-3678

2 県内各市町防災担当課

	市町名	担 当	担 当 課	電話番号	郵便番号	住 所
1	静岡市	防災	防災対策課	054-221-1241	420-8602	静岡市葵区追手町 5-1
2	浜松市	防災	危機管理課	053-457-2537	430-8652	浜松市中区元城町 103-2
3	沼津市	防災	防災地震課	055-934-4803	410-8601	沼津市御幸町 16-1
4	熱海市	防災	防災室	0557-86-6447	413-8550	熱海市中央町 1-1
5	三島市	防災	防災課	055-983-2650	411-8666	三島市北田町 4-47
6	富士宮市	防災	防災生活課	0544-22-1319	418-8601	富士宮市弓沢町 150
7	伊東市	防災	生活防災課	0557-36-0111	414-8555	伊東市大原 2-1-1
8	島田市	防災	市民安全課	0547-36-7143	427-8501	島田市中央町 1-1
9	富士市	防災	防災危機管理課	0545-55-2715	417-8601	富士市永田町 1-100
10	磐田市	防災	防災交通課	0538-37-4903	438-8650	磐田市国府台 3-1
11	焼津市	防災	防災課	054-623-2554	425-0041	焼津市石津 728-2
12	掛川市	交通防犯防災	市民安全課	0537-21-1131	436-8650	掛川市長谷 1-1-1
13	藤枝市	防災交通	危機管理課	054-643-3119	426-8722	藤枝市岡出山 1-11-1
14	御殿場市	防災	危機管理室	0550-82-4370	412-8601	御殿場市萩原 483
15	袋井市	防災	防災課	0538-44-3108	437-8666	袋井市新屋 1-1-1
16	下田市	交通防犯防災	市民課	0558-22-2215	415-8501	下田市東本郷 1-5-18
17	裾野市	交通防犯防災	環境防災室	055-995-1817	410-1192	裾野市佐野 1059
18	湖西市	防災	防災課	053-576-4538	431-0492	湖西市吉美 3268
19	伊豆市	交通防犯防災	総務課	0558-72-9867	410-2413	伊豆市小立野 38-2
20	御前崎市	交通防犯防災	防災課	0537-85-1119	437-1621	御前崎市池新田 5585
21	菊川市	交通防犯防災	安全課	0537-35-0923	439-8650	菊川市堀之内 61
22	伊豆の国市	交通防犯防災	安全対策課	055-948-1412	410-2292	伊豆の国市長岡 340-1
23	牧之原市	交通防犯防災	防災室	0548-23-0056	421-0495	牧之原市静波 447-1
24	東伊豆町	防災	総務課	0557-95-6302	413-0411	賀茂郡東伊豆町稲取 3354
25	河津町	交通防犯防災	総務課	0558-34-1913	413-0595	賀茂郡河津町田中 212-2
26	南伊豆町	交通防犯防災	総務課	0558-62-6211	415-0392	賀茂郡南伊豆町下賀茂 328-2
27	松崎町	交通防犯防災	総務課	0558-42-3963	410-3696	賀茂郡松崎町宮内 301-1
28	西伊豆町	防災	住民防災センター	0558-55-0212	410-3501	賀茂郡西伊豆町宇久須 270-1
29	函南町	交通防犯防災	総務課	055-979-8102	419-0192	田方郡函南町平井 717-13
30	清水町	防災	安全安心課	055-981-8205	411-8650	駿東郡清水町堂庭 210-1
31	長泉町	防犯防災	防災対策室	055-989-5505	411-8668	駿東郡長泉町中土狩 828
32	小山町	交通防犯防災	生活環境課	0550-76-6111	410-1395	駿東郡小山町藤曲 57-2
33	吉田町	交通防犯防災	総務課	0548-33-2134	421-0395	榛原郡吉田町住吉 87
34	川根本町	交通防犯防災	地域支援室	0547-56-2220	428-0313	榛原郡川根本町上長尾 627
35	森町	交通防犯防災	総務課	0538-85-6302	437-0293	周智郡森町森 2101-1

3 消防本部 ( )内は夜間

本部名称	電 話	FAX	管 轄
静岡市消防局	054-255-9700	255-9731	静岡市
浜松市消防局	053-475-0119	472-1198	浜松市
沼津市	055-931-0119 (932-0119)	931-7702 (933-2290)	沼津市
熱海市	0557-81-2988	85-0119	熱海市
三島市	055-972-5800	973-0126	三島市
伊東市	0557-38-0119	36-1673	伊東市
富士市	0545-55-2857	54-1341	富士市
焼津市消防防災局	054-623-1119	623-9155	焼津市
掛川市	0537-21-0119	24-6980	掛川市
藤枝市	054-641-5000	646-1000	藤枝市
裾野市	055-995-0119	995-1199	裾野市
東伊豆町	0557-95-0119	95-0183	東伊豆町
清水町	055-973-0119	975-1180	清水町
長泉町	055-986-1199	986-5907	長泉町
富士宮市	0544-22-1201	23-9505	富士宮市
島田市	0547-37-0119	36-1436	川根本町委託
磐田市	0538-37-0119	36-9920	磐田市
御殿場市・小山町 広域行政組合	0550-83-8151 (83-8152)	82-7153 (83-8153)	御殿場市、小山町
袋井市森町 広域行政組合	0538-42-0119	43-5751	袋井市、森町
下田	0558-22-1804	27-1010	下田市、河津町、南伊豆町
湖西市	053-574-0119	574-0119	湖西市
西伊豆広域消防組合	0558-52-0119	52-1715	西伊豆町、松崎町
田方	0558-75-0119	76-0991	伊豆市、伊豆の国市、函南町
菊川市	0537-35-0119	36-4996	菊川市
吉田町牧之原市 広域施設組合	0548-32-1141	32-7933	牧之原市は旧榛原町
牧之原市御前崎市 広域施設組合	0537-85-2119	85-3132	牧之原市は旧相良町